

かすみがうら市地域公共交通再編実施計画の一部見直しについて

1 内容

平成30年3月に策定した「かすみがうら市地域公共交通再編実施計画」（以下「実施計画」という。）は、持続可能な公共交通網の形成を目的として、平成28年3月に策定した「かすみがうら市地域公共交通網形成計画」に位置づけた公共交通ネットワークの再構築を図るための事業を具体的に実施する施策を示すもので、この実施計画に基づき、地域公共交通に関わる全ての関係者が連携して持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向けて取り組んでいる。

本市の公共交通については、市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割を担い、一体となって、本市の公共交通が抱える問題や課題のほか、市民の公共交通に対する不安などを解消することが目指すべき将来像であり、その実現を図るための一つの方策として、バスやタクシーなどの公共交通とそれを補完する自家用有償旅客運送などの施策を展開することにより、市民の日常生活に必要な移動手段を確保し、利便性を高めることが有効である。

このため、持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向けて、十分な調整期間を設定すべきものとし、去る11月15日（金）に開催した令和元年度第3回市地域公共交通会議において、実施計画に定めたデマンド型乗合タクシーの廃止時期を令和2年3月31日から令和3年3月31日に変更する方針が決定された。

2 今後の予定

令和元年度～令和2年度	自家用有償旅客運送の開始に向けた準備
令和3年3月31日	デマンド型乗合タクシーの廃止
4月 1日	自家用有償旅客運送の開始

3 自家用有償旅客運送の概要

自家用有償旅客運送とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の規定に基づき、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されない場合において、住民等の日常生活における移動手段を確保する観点から、国土交通大臣等から登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で運送できるもの。

